第5回教育委員会

開会日時 令和4年 3月 8日(火) 午前 10時00分

閉会日時 午前 10時59分

開会場所 教育支援センター

出 席 者

教 育 長 中 川修一 委 員 野 佐紀子 高 委 員 青 木 義 男 委 員 澤 智 昭 松 委 員 長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長 水 野 博 史 地域教育力担当部長 湯 本 隆 教育総務課長 近藤 直 樹 学 務 課 長 星 野 邦 彦 生涯学習課長 家 田 彩 子 地域教育力推進課長 諸 橋 達 昭 指導室長 氣 田 教育支援センター所長 阿部 雄 司 眞由美 新しい学校づくり課長 渡 辺 五樹 学校配置調整担当課長 久保田 智恵子 享 二 千 葉 施設整備担当副参事 中央図書館長 大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立 しております。

青木委員と長沼委員は、オンラインでの出席となります。

それでは、ただいまから令和4年第5回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、久保田学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第5号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正す る規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第5号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正 する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第5号になります。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらは、4月1日からの教育委員会事務局内の組織改正に伴いまして、係の 名称の変更、分掌事務の変更についての議案となってございます。

詳細につきましては、教育総務課長から説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、ご説明申し上げます。

資料は「総-1」になります。こちらをお開きいただきたいと思います。

「総-1」の1ページ目は議案でございますが、2ページ目から新旧対照表となっております。

説明につきましては、新旧対照表の方で行います。

下の方に資料ページがございます。1/7ページでございます。

第2条のところは、事務局各課の構成になっております。

下の方、新しい学校づくり課、右側が改正前、左側が改正後でございます。

「学校計画・改修係」を「学校整備係」と名称を改めます。

次のページでございます。

生涯学習課。「生涯学習推進係」を「社会教育推進係」に名称を改めます。 進んでいただきまして、4/7ページの一番下のところでございます。

第6条がございます。こちらは指導室の係の分掌事務になっておりまして、次の5/7ページ目のところ、特別支援教育係、(1)のところの「特別支援学級の運営費に関すること」という事務を、改正後は「特別支援教育の運営に関すること」に改めます。

こちらにつきましては、特別支援教育につきまして、教育支援センターと指導 室の事務分担を整理しております。

教育支援センターの方は、相談業務など、入り口に関するところ、その後の支援、教育活動については指導室が担うということで整理しております。

その結果、運営費に関することばかりではなく、例えば副籍交流に関することなども指導室がやることになりますので、特別支援教育の運営に関すること、総合的な事務ということで改正をしております。

なお、教育支援センター側の改正につきましては、この後の第6号議案で処務 規程の改正をいたします。

続きまして、次のページでございます。

「学校計画・改修係」を「学校整備係」に名称変更、それから第8条のところ、「生涯学習推進係」を「社会教育推進係」に名称を変更いたします。

また、社会教育推進係の所管事項としまして、(11)のところ、板橋グリーンカレッジに関すること、(12)シニア学習プラザに関することを加えます。 従前の第11号、(11)につきましては(13)に繰り下げるということになります。

この改正は、施行期日は令和4年4月1日でございます。 説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第5号については、原案のとおり、 可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第6号 東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部改正する 訓令

(教育支援センター)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第6号「東京都板橋区教育支援センター処務規程の一 部改正する訓令」について、次長と教育支援センター所長から説明願います。

次 長 議案第6号です。

東京都板橋区教育支援センター処務規程の一部を改正する訓令について議案を 提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらも4月1日からの組織改正に伴います係の分掌事務の変更等についての 議案でございます。

詳細は、教育支援センター所長からご説明させていただきます。

教育技能センター所長 ご説明させていただきます。

資料は「支-1」をご覧いただきたいと思います。

改正の内容についてご説明をしたいと思います。

新旧対照表、5ページから構成されてございますが、新旧対照表の3/5ページ上段をご覧いただきたいと思います。

(3) の部分でございますが、教育支援センター教育相談係の所掌事務につきまして、従来、「特別支援学級及び特別支援学校への就学・転学相談及び在籍児童に関すること」となっていたところを、「特別支援教育の就学相談及び入級に関すること」としてございます。

従来、特別支援学校及び特別支援学級の就学等に関する部分は教育支援センターが担ってまいりましたが、特別支援教室、いわゆるステップアップ教室の入室に関わる事務は指導室が所管してございました。

このステップアップ教室の入室に関わる事務を教育支援センターに移管することによりまして、特別支援教育の入り口のところは教育支援センターが所管するというところでございます。

また、(4)の「副籍に関すること」につきましては、特別支援教育の運営に 関することと捉えまして、指導室に移管するということで、教育支援係の分掌事 務からは削除してございます。

先ほど教育総務課長からもご説明がございましたとおり、特別支援教育の入り口の部分は教育支援センター、運営の部分は指導室というように、所管を集約、整理するのが今回の改正の意図となってございます。

ご説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第2議案第6号については、原案のとおり可決 することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

日程第三 議案第7号 東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正 する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 続いて、日程第三 議案第7号「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の 一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から 説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第7号になります。

東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則でございます。 提出者は、中川修一教育長でございます。

団体登録の有効期間や要件などを変更するものでございます。

提案理由でございますが、学校施設開放団体登録の有効期限を3年とするとと もに、団体登録の申請手続き等、所要の規定整備をする必要があるためでござい ます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長よりご説明いたします。

地域教育力推進課長 それでは、資料「地-1」をご覧ください。

説明の方は、3ページ目以降の新旧対照表の方でご説明します。

今回の学校施設開放条例施行規則の改正ですが、この4月1日に有効期間を迎えて、全団体の更新手続を行います。そこに合わせていまして、これまで整理しなければいけないことがありましたので、そちらの方を整理して、4月1日の更新事務に臨みたいというものでございます。

大きくは2つございます。それ以外は、文言の整理等ございますので、重要なところをご説明したいと思います。

まず、第4条関係でございます。こちらに、有効期間を3年間として更新を妨げないということで、新たに2項を加えます。これによりまして、3年間が有効期間ということで新たな手続を踏んでいきたいということ思っております。

もう1つが、団体登録の要件を変更する第5条でございます。

こちらは民法改正によりまして、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴

いまして、学校施設開放の団体登録の代表者、これまで20歳の年齢要件があったものを18歳にするということで、5条の2号の改正を行うものでございます。もう1点は第6条関係で、これまで団体登録に必要な書類の中で、会費徴収のある団体のみに団体の会則の提出を求めておりましたが、会費徴収のないところも、会の性格とか、色々、確認をする必要があるということがありますので、こちら全ての団体さんに会則の提出を求めたく、この第6条を改正するものございます。

それ以外、細かく5条第2号、第8条第5号、第11条、別表1、別表2、別表3がありますが、こちらは文言を整理するために、今回、改正するというものになります。

簡単ですが、以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第7号については、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第四 議案第8号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等 に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

(指導室)

- 教 育 長 続いて、日程第四 議案第8号「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関 する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、次長と指導 室長から説明願います。
- 次 長 議案第8号でございます。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令について、議案を提出します。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらは会計年度任用職員制度導入に関する所要の規定整備になります。 詳細は指導室長から説明させていただきます。 指導室長 よろしくお願いいたします。

資料は「指-1」になります。

まず、この規定を改定する理由といたしましては、地方公務員法の改正によりまして会計年度任用職員制度が導入され、非常勤職員は会計年度任用職員に異動となったために、必要な規制整備を行います。

それでは、大きく内容を変更した点、2点についてご説明申し上げます。 新旧対照表の方をご覧ください。

第2条第1項第3号について、非常勤職について規定されていた部分について、 東京都から報酬を受けている者で、地方公務員法第22条の2第1項、第1号の 規定に基づき任用している会計年度任用職員へ改正いたします。

第3条の兼業の許可等について、会計年度任用職員の兼業は許可ではなく、届け出をもって足りるため、第2項に会計年度任用職員が兼業を行おうとするときは、所属長に兼業の届け出を行わなければならないという部分を新たに定めます。 説明は以上となります。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第8号については、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第五 議案第9号 八ケ岳荘の管理運営に関する令和4年度協定の締結並び に令和4年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第六 議案第10号 榛名林間学園の管理運営に関する令和4年度協定の締 結並びに令和4年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第七 議案第11号 教育科学館の管理運営に関する基本協定及び令和4年 度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認につい

(生涯学習課)

日程第八 議案第12号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和4年度協定の

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第五 議案第9号「八ケ岳荘の管理運営に関する令和4年度協定 の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」から、日程第八 議案第12 号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和4年度協定の締結並びに令和4年度 事業計画の承認について」までを一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長 から説明願います。

地域教育が担当能 それでは、議案第9号から議案第12号まで、一括して説明いたします。

議案第9号「八ケ岳荘の管理運営に関する令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」、議案第10号が「榛名林間学園の管理運営に関する令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」、議案第11号が「教育科学館の管理運営に関する基本協定及び令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」、議案第12号が「郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」でございます。

以上の議案を提出いたします。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

提案の理由でございますが、それぞれの指定管理施設の令和4年度の業務の実施に当たりまして、令和4年度協定を締結し、指定管理者業務の事業計画を承認し決定する必要があるためでございます。

なお、議案第11号の教育科学館につきましては、新たな指定管理者が配置されますので、加えて基本協定を締結する必要があるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 よろしくお願いします。

資料が大変多いので、ポイントをつまんでご説明をしたいと思います。

まず、資料の最初、八ヶ岳荘の管理運営に関する主な見直し概要についてですが、今回、大型キャンパステントを3基購入しますので、その分、若干、指定管理料が変わっております。

こちらは新しい事業者に変わってから2年目になりますので、引き続き、青健 キャンプは受け継ぎながら、事業の方は、昨年度も色々なアンケートの結果も非 常に好評でございましたので、その辺りを引き継ぎながら、改善も幾らか図って 運営を行っていく予定でございます。

通常どおり、移動教室の方もこちらの方でうまくコロナ対策をしっかり行った 上で進めていきたいなというふうに考えています。

次に、榛名林間学園ですが、榛名林間学園は、先日、廃止の方向性を決めさせていただいていますが、運営に関しては令和5年度まではしっかりと運営してまいります。

大きな変更点としては、今年度は移動教室を秋以降に集中して行ったために、

秋に好評だった自主事業、バーベキューができなかったところが、次年度はここ はやっていくという方向で事業計画を立てております。

その他は、通常どおりで、特に変わりはございません。

科学館についてですが、こちらの方でも報告したとおり、新しい事業者さんが 選定されました。なので、今回は、基本協定と年度協定と事業計画、こちらの3 点の確認になっております。

今回は事業者さんが共同事業体になることもあって、利益率の変更がございます。

こちらは年度協定の際に、税理士さんの方に確認して、新たに今回10%、以前は8.1%だったところを変更するということが予定されております。

あとは、事業の計画の内容についてですが、当初の選定のときにお願いしたところ、GIGAスクールへの対応と、あとSTEAM教育、中央図書館との連携というところは、新たに事業計画のところに加えて、内容をしっかり詰めてやっていく予定でございます。

最後に郷土芸能伝承館ですが、こちらは昨年から新しい事業者さんになりまして、色々な事業を試行してやり始めているところですが、指定管理者監査の方でご指摘いただいた内容として、より郷土芸能を伝承するという館の設置目的に合った事業をより進めていくようにということで、事業計画の中身についてはかなり見直しを図っているところです。

若干、昨年度、空調の故障とかもございましたので、そのようなところは丁寧 にやっていきたいと思っています。

全てこちら4館は、コロナ対応をしっかり行いながら、皆さんの社会教育の場として運営管理をしていきたいということで、今回、年度協定を改めてやらせていただく予定でございます。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

4つの施設等についてでございますが、質疑、意見等ございましたらご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第9号から日程第八 議案第12号 については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第九 議案第13号 令和3年度文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 では、続いて、日程第九 議案第13号「令和3年度文化財の決定について」 について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第13号でございます。

令和3年度の板橋区登録文化財の決定について、議案を提出いたします。

板橋の文化財保護条例第4条第1項の規定に基づいて、新たに文化財を登録するものでございます。

提案の理由ですが、文化財保護審議会から登録文化財の登録について答申がご ざいましたので、これを承認し、文化財を登録する必要があるためということで ございます。

内容につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願いします。

今回、新たに文化財登録するもののうち、1点目が日曜寺田安家奉納仏画でご ざいます。

愛染大曼荼羅、金剛界曼荼羅、胎蔵界曼荼羅、両界曼荼羅、そして弘法大師影像の4幅になります。

曼陀羅については、徳川家の葵の御紋が金泥で描かれて、一部は菊紋の上に葵の紋が重ねて描かれる、そして金泥で描かれた鳳凰が飛び交っているという非常に豪華な施しになっております。

弘法大師影像につきましては、田安家の屋敷内で火災に遭ったもので、非常に 損傷も大きく、ただ、それをしっかり保存されているというものになります。

こちらの奉納品は江戸時代中期の板橋区内における日曜寺の活動ですとか、徳 川御三卿の田安家との関わりとして、近世における仏教美術を明らかにする資料 として貴重だということで登録を、今回、させていただくものです。

2つ目が、木下出世稲荷になります。

智清寺の境内にございます。木下稲荷ですとか、藤吉稲荷ですとか、色々な呼ばれ方はされているようですが、今回は「木下出世稲荷」という名称での登録が決まっております。

大阪籠城の浪人であった高松半平という人物によって智清寺にもたらされたとされているものです。江戸の入り口である板橋区の地域性によって、このようなところで保存されているのではないかというふうに考えられております。

江戸時代以来の庶民の信仰を伝える貴重な資料として、今回は文化財登録させていただきたく、ご審議をお願いいたします。

以上です。

教育長 ありがとうございました。

2件に関しまして、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第9議案第13号については、原案のとおり可 決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します

○議事

日程第十 議案第14号 教育財産の取得について

(生涯学習課)

教 育 長 では、続いて、日程第十 議案第14号「教育財産の取得について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第14号でございます。

教育財産の取得でございます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、教育財産を 取得いたします。

提案理由でございますが、現在、高島平二丁目整理室及び高島平九丁目整理室を文化財整理室として使用しておりますが、建物の老朽化に伴い継続使用が困難となったため、旧蓮根高齢者在宅サービスセンターを跡地利用することとなりました。

このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項及び 東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により引き継ぎを受け、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号の規定により管理するためでご ざいます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願いします。

財産の引継ぎにつきましては今の説明のとおりなのですが、今回、蓮根文化財整理室、ちょうど志村福祉事務所の裏にございますが、非常に人の通りもあり、駅から近いところでもございます。今回、高島平九丁目、二丁目にあった文化財整理室というのは、なかなか人通りがあるようなところとは言いがたいところでございますので、蓮根文化財整理室の方に重要な色々な遺物を移したからには、地域の方に板橋区でこのようなものが多く出土しているということですとか、併

せて、地域について歴史を知っていただく機会をこの文化財整理室でも設けてい くようなことをこれから考えていきたいと思っております。

非常に広くて、ただ、水回りが多いところですので、多少、改築工事等は必要になってきますが、きれいに板橋区から出土した遺物を整理した上で、区民の方に知っていただくということを考えながらやっていきます。

よろしくお願いします。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等ございましたらご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第10 議案第14号については、原案のとお り可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第十一 議案第15号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する令和4年 度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認につ いて

(中央図書館)

教 育 長 では、続いて、日程第十一 議案第15号「東京都板橋区立図書館の管理運営 に関する令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認について」地域 教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第15号になります。

東京都板橋区立図書館の管理運営に関する令和4年度協定の締結並びに令和4 年度事業計画の承認についてでございます。

提案理由につきましては、区立図書館の令和4年度業務実施に当たり、令和4年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるためでございます。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明いたします。

中央図書館長 ご説明いたします。資料は「議案第15号」をご覧ください。 まず、協定からご説明いたします。 改定協定の見直し事項、2ページ目をご覧ください。 概要として、改定、見直しをする部分を書き出しております。ご確認いただければと思います。

大きなところでは、第5条第4項の改定がございます。

還元方法を選択して、還付に関する文言を変更するものでございます。

各社、利益が出た場合、修繕や工事を行う、あるいは備品を買い替える、あるいは無料で事業を実施するといった取組などを取り込みながら、還付に該当するものを選択ができるようにするという方法を示したものでございます。

続いて、第11条の部分について、「いたばし国際絵本翻訳大賞表彰式を削除」となっております。

地域図書館が中央図書館を会場としております表彰式に、職員の派遣、お手伝いをしてもらうという業務があったのですが、図書館ホール、中央図書館の職員が在籍しておりますので、あえてその派遣を求めることがなくなったということで削除させていただいております。

2をご覧ください。

地域ごとです。赤塚・高島平・成増図書館の事業者のうち、成増図書館について、併設しております成増アートギャラリーの管理の分野ですが、美術館と共同経営しておるところですが、協議の上、修繕工事など一部の事務を所管の方の経費で賄うということを記したものでございます。それによる改定です。

3は、氷川・東板橋・小茂根図書館の事業者のうち、東板橋図書館について、 休館中の事業、またその業務に関するところができるように規定を定めたもので ございます。

続いて、管理運営業務資料の部分で問題だったところをご説明させていただきます。

新たに実務が加わったところを書き出しております。

(1)図書館サービスの維持向上の中に、電子書籍・音楽配信サービスの導入についての記述をしております。

窓口で案内等の業務が新たに発生することが予想されるので、それについての 記述を加えております。

また、(5)地域のコミュニティ形成を支援する図書館の項目の中に、区制施行90周年についての記述を追加するなど、令和4年度に向けた準備として、記述を加えております。

続いて、右下の数字、4ページをご覧ください。

事業者ごとの管理業務経費だけご説明したいと思います。

初めに、赤塚・高島平・成増図書館の管理運営を担う図書館流通センターにお かれては、経費2億7,156万5,276円。

内訳は6項目のとおりとなっております。ご覧ください。

続いて、10ページをご覧ください。

清水・蓮根・西台・志村図書館、ヴィアックス株式会社が管理運営しておる図書館は、こちら4館でございます。

管理業務経費ございます。2億9,186万6,937円となっております。

項目は以下のとおりとなっております。

協定の5つ目の最後でございます。

管理業務経費だけ説明いたします。

16ページでございます。

氷川・東板橋・小茂根図書館を年間計画で管理運営いたしますナカバヤシ株式 会社においては、管理業務経費2億3,677万8,098円となっております。 項目はご覧のとおりとなっております。

続いて、事業計画についてご説明いたします。

右下の番号、59ページをご覧ください。

各社、共通した項目をもって、地域図書館のサービスエリアの自動化を図って おります。

重点施策を4項目、今年度はあげております。

最初をご覧ください。

令和4年度の重点目標です。

①絵本のまち板橋を実感できる地域連携、学校連携事業の充実。

こちらは中央図書館から示した重点目標です。

ご覧のとおり、この重点目標の掲げたことに対して、図書館流通センターからは、企画、方向性も含めて現状案をまとめてきているところです。

一番下のところ、絵本カフェ連携企画の検討というところでは、地域のカフェで絵本を生かした運営をしているようなお店があるということですので、そういうところと連携していくというお話を伺っています。

②区制施行90周年に合わせた取組を郷土愛の視点から展開というテーマについては、ご覧のような企画が示されてきております。

続いて、60ページ。

③在宅読書推進に関する取組の充実といったところでは、SNSの利用や、オンラインの活用、そのようなところを交えながらの企画が示されております。

最後に、④図書館内のサイン、掲示物など、デザイン刷新及びサイネージの活用等による充実というのを示させていただきました。

来館者への快適な読書環境の提供といったところをテーマに示したものです。 そのようなところでは、絵本のまちと併せてやるだとか、ユニバーサルデザインのガイドライのようなどを示した形の計画が示されております。

サービスの充実、施設環境の充実を重点目標に掲げて、事業の充実を促してまいります。

続いて、97ページをご覧ください。

こちらはヴィアックス株式会社でございます。

ここにおいても、同じように、重点目標を4項目掲げて、それぞれ企画事業が示されておるところです。それ以外にも、自主企画事業であるとか、地域と連携した地域連携事業、そのような事業項目を設けて、地域図書館の運営をやっております。

147ページでございます。

ナカバヤシ株式会社におかれても、重点目標から始めて、自主事業、また、学 校連携事業等が示されておるところです。

地域図書館の協定は、来年度が最終年度となっております。この第3期にわたる期間の最終年度となっております。

事業サービスの運営、それぞれの館、色々なノウハウを培ってきているところがあると思いますので、「絵本のまち板橋」という大きなテーマがこの5年ありましたが、それを集大成といった形で次期につなげていけるような運営を促していきたいと考えております。

雑駁でございますが、説明は以上になります。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等ございましたらご発言ください。

松澤委員 前回もお話しさせていただいたのですが、地域図書館と中央図書館、合わせて 色々な連携をしながら、情報を共有していただいて、それで各地域の特色が出せ たら、さらに発展していきますし、そこの板橋区がめざすところを重点的に行う 地域も見えてくると思います。ぜひ、今後もそのような活動をしながら、各地域 図書館の展示の活動ですとか、学校連携ですとか、そのようなことを中央図書館 の方でどんどん共有していただくのがいいのではないかと思います。ぜひ、これ からもお願いしたいと思っております。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長よろしくお願いいたします。 そのほか、いかがでしょうか。

高野 委員 私も同様に、それぞれの図書館がそれぞれ特色のある図書館として自主事業が 充実しているなというふうな印象を受けました。

1つ質問なのですが、53ページにある区立図書館サービスエリアということで、図書館ごとに関係する学校が決まっているのですが、こちらの方は中央図書館が前の場所から現在の場所に移転したということで、そのあたり見直しの予定というのはないのでしょうか。

すごく近くなった学校が別の図書館の担当になっています。その辺りは、今後、 学校連携をもっと進めていく中で、ある程度の見直しをする必要があるのではな いのかという印象をもちました。

中央図書館長 ありがとうございます。図書館が担当する学校についてはこの5年ごとに見直 すことができると思いますが、次期の協定で課題だと思います。

> 今は、学びのエリアが、1つのエリアとして形成されていて、小中の連携が見 えてきているところがあるので、そのようなところをつなげていく必要があるか

と考えております。ありがとうございます。

高野委員 学校で子どもたちが調べ学習をしたものなどが展示されていたり、お薦め本を展示していたりとか、すばらしい学校と図書館との連携が目にとまることが多かったのです。

保護者の方ですとか、そこの学校に通っている子どもたちがそこの図書館に足 を運ぶ回数が増えて、さらに連携が深まっていくためにも、ぜひ、見直しをお願 いします。

中央図書館長 ありがとうございます。

教 育 長 よろしくお願いいたします。 そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第十一議案第15号については、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十二 議案第16号 意見の聴取について

(学務課)

- 教 育 長 最後に、日程第十二 議案第16号「意見の聴取について」について、次長と 学務課長から説明願います。
- 次 長 議案第15号「意見の聴取について」でございます。

議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に 基づいて、教育委員会に意見を求めるものでございます。

詳細は、学務課長からご説明させていただきます。

学務課長 では、説明させていただきます。

こちらの、まず、そもそものところでございますが、今回、東京都板橋区幼保 連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する規則を定める条 例が上程されてございます。

こちらの制定理由は、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例に基づいて、児童相談所の設置に伴って、東京都から幼保連携型認定こども園に係る事務が移譲されるため、この条例を定めるものでございます。

この条例を定めることによりまして、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条には、幼保連携型認定こども園に関する意見の聴取といたしまして、地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的な事項の策定、その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして、当該地方公共団体が規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。

また、27条の第2項には、地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、また、 改廃しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞 かなければならないとされておりまして、今回の照会がこれに基づくものでござ います。

内容といたしましては、3ページ目になりますが、(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、こちらは板橋区が設置するものに限ります、における教育課程に関する基本的な事項の策定。

- (2) といたしまして、幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止。
- (3) といたしまして、その他幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、 東京都板橋区教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有すると区長が認め るものについて意見を聞くべきというふうに定めたものでございます。

施行期日でございます。令和4年7月1日としているものでございます。 雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。

日程第12議案第16号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 人事情報(都費職員・令和4年2月)

(指-2・指導室)

(区費職員・令和4年2月)

(教育総務課・総-2)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「人事情報」について、初めに 都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について教育総務課長から報 告願います。

指導室長 よろしくお願いいたします。

まず、正規職員について、2月末の教職員の数につきましては、括弧の休職者 なども含めまして、総勢1,945人でございます。

先月と比較しまして、退職等によりまして4名減という状況になっております。 休職者等が全体としまして136名で、先月と比較すれば7名増となっておりますが、こちらの内訳としましては、育児休業に入った者が9名、育児休業が明けた者が2名ということです。こちらの方の増減に関しては7名増という形になっております。

報告については以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員でございます。

資料は「総-2」でございます。

変動のあるところを説明させていただきます。

1ページ目の調理の正規職員1名減となっておりますが、こちらは2月8日に 現職でお亡くなりになりまして、死亡退職ということでございます。

2ページ目の会計年度任用職員でございます。

3段目のスクール・サポート・スタッフは3名減でございますが、内訳としましては、三園小学校のB区分、B区分というのは0.5ポストですね、週2回の勤務の方ですが、補充教職員として任用いたしまして、2月1日から、その関係で1名減です。

それから、赤塚小学校、お休みをしていた方の代替職員の方が期間限定ですので、期間満了で1名減。復帰されるはずの方が復帰せずに退職ということで、都合3名になっておりますが、赤塚小学校につきましては3月1日に1名補充しております。

それから、学力向上専門員、1月末に1名退職されまして、減でございます。 それから、学校生活支援員につきましては、1月中に2名採用しておりまして、 2名増となっております。

下の方の特別職非常勤職員については、増減等はございません。説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 まず、お亡くなりになった職員の方のご冥福をお祈りいたしますということを ここでお伝えいたします。

今、色々な学校で先生がいらっしゃらなくなってしまったり、抜けてしまったり、コロナの影響もありますし、あと、副校長先生が学級にはいる、授業を持っていらっしゃる学校というところもたくさんあります。

そのような面で、もしフォローができない場合は、1つの学校内で収めずに、 教育委員会をはじめ板橋区全体がフォローアップしていただきたいなということ をお願いしたいと思います。

先生方は頑張っていらっしゃるでしょうし、無理をされている方もいると思います。それがあまり外に出ていない先生方もいらっしゃると思います。1人で抱え込んでしまっている方もいらっしゃいます。

最後はしわ寄せが子どもに来てしまうのではないかと思いますので、ぜひ、このような厳しい状況の中で、4月を迎えて新しい方がいらっしゃるまでの間、短い期間かもしれませんが、フォローしていただきながら、頑張っていただけるような環境づくりを、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 ありがとうございました。

○報告事項

2. 志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第6回検討会の開催状況について

(配-1・学校配置調整担当課)

教 育 長 では、報告の2に移ります。「志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第 6回検討会の開催状況について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 よろしくお願いいたします。

資料は「配-1」をご覧ください。

志村小・志村四中小中一貫型学校設置検討会第6回検討会の開催状況について ご説明させていただきます。

先月、2月21日月曜日にグリーンカレッジにおいて第6回検討会を開催いた しました。

当日の検討項目は2点、連絡事項が1点ございました。

検討事項ですが、まず、1番目です。

1月18日に開催されました検討会の下位組織であります作業部会、学校名・ 校歌・校章作業部会の報告を行いました。

学校名につきましては一貫校の開校前に決定し、また、校章・校歌については 開校後に決定するということを、まず、第1回の作業部会で決定したことを踏ま えて、第2回はどう進めていくかということで話し合いを行いました。

お伝えいたしますと、名前を作成する前に幾つかの段階を経まして、それぞれステップ1~4がありますが、そのステップ1~4につきまして、どうやって進めていくかということで、作業部会で提示した案について検討会で決定したものでございます。

具体的には、まず、要件、基本的な考え方、例えば「○○学園」にするとか、 地名を入れるとか、数字についてはどうするかといった、基本的なある程度の縛 りを持つ考え方を提示し、それを作業部会で提示して、また、複数案を作成して、 その後、アンケートなどによって決定していくという手順を踏むものでございま す。

最終的には、作業部会で決定したことをまた検討会に諮り、また、次の手順については作業部会で進めたものをもう一度検討会に諮ってみることで、特に名前に関するものでございますので、ずっと残るものということで、慎重に進めていきたいという検討委員さんの思いをこちらで受けまして、事務局といたしましても少し時間をかけて丁寧に進めていこうというふうに考えてございます。

詳細については、別紙1を後ほどご覧いただければと思います。

検討事項の2点目でございます。

こちらは、口頭で報告を行いました。

志村小学校の跡地活用に関する報告です。志村小学校の跡地活用に関して、これまでに開催した検討会からいただいた区有地の主な活用方法についていただいています、サブグラウンドとして活用したいというものと防災拠点として残していただきたいという2つについて確認を行いました。その上で、跡地活用に関する調整は、地区の所管課と教育委員会事務局で、現在、スタートしているということをお伝えいたしました。

最後に、連絡事項です。

現在、基本構想・基本計画の策定に向かって取り組んでいるところでございますが、こちらの進捗状況や今後行う設計及び工事の進捗などをニュースといたしまして、「改築だより」として発行することについて説明を行いました。

第1号については、児童・生徒、教員等へのヒアリングですとか、アンケートの集計結果、また、第3回目が昨日終わりましたが、ワークショップの開催状況について記載したものでございます。こちらも発行するということを委員の皆様にお伝えしました。

第6回検討会の開催状況についてのご説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 今まで検討を重ねていただいてありがとうございます。

板橋区にとっても初めてのことですし、地域の方にとっても、失うものと新しくできるものがあり変化の多いものになると思います。なので、慎重にやっていただきたいというのが1つ。

あと、板橋区内で、赤塚二中と成増ケ丘小学校のように、1つの敷地内でやっていらっしゃるような様々な地域がありますし、現場の声を聞きながらいい点と悪い点などを把握していただき、すでに分析はされていると思いますが、ほかの区の失敗点や成功点なども含めて考えていただければと思います。それともう1つ考えていただきたいのは、10年先、20年先を確実に見据えていただいた計画、これから10年後、20年後の未来の時代に合ったものをつくっていただくということをお願いしたいなと思います。

板橋区にとって初めてのことですから、そこがうまくいくか、うまくいかなかったとしても、それが指針になって、次に、参考になるようなスポットにしていただきたなと思います。私もそこの地域にいますので、地域の皆様の思いもありますので、ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

以上です。

学校配置調整担当課長ありがとうございます。

松澤委員におかれましては、7月29日の教育委員会においても、当日中に検討会がございまして、本日検討会ということをお伝えしたところ、未来に軸を置いて進めてくださいという力強いお言葉をいただきまして、また、本日もいただきまして、ありがとうございます。

検討も深めて慎重に進めていって、よりよい小中一体型学校というのをめざしたいというふうに思っております。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

- 3. 組織改正に伴う生涯学習課へのシニア学習プラザ移管の進捗状況について (生-7・生涯学習課)
- 教 育 長 それでは、報告3に移ります。「組織改正に伴う生涯学習課へのシニア学習プ ラザ移管の進捗状況について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしくお願いします。

資料「生-7」をご覧ください。

区の組織改正に伴いまして、令和4年度からシニア学習プラザの運営が長寿社 会推進課から生涯学習課に移管になります。これにつきまして、各種手続等が必 要になりますので、進捗状況及び今後の予定についてご報告いたします。

まず、1つ目、シニア学習プラザの概要でございます。

こちらは、事業者はアクティオ・アリオス共同事業体によって、今、指定管理 を請け負われておりまして、令和6年3月31日まで、令和5年度までが指定管 理期間となっております。

設置条例の改正につきましては3月2日の区議会で可決されておりますので、 今後、関係法令の整備と事業計画等の承認を行う予定でございます。

3番目、教育委員会の方で実施する手続きについてですが、3月30日の教育 委員会の方で教育財産への移管ですとか、条例施行規則、あとは基本協定、本日、 ほかの指定管理の議案提出があったように、内容としては、基本協定、年度協定、 事業計画について、こちらにお諮りをする予定でございます。

3月31日までには、グリーンカレッジの運営要綱ですとか、その他、必要な要領、要綱を改正してまいります。

シニア学習プラザにつきましては、組織間でございますので、今までの長寿社会推進課と交わされた協定内容に基づいた仕様の方は継続していきますが、今後、移管に伴って、生涯学習課が所管するに当たって、多様な世代に対する多様な学びの推進ということで、少しずつ生涯学習課として働きかけを強めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 今回、シニアの施設もということだったのですが、色々な学校さんを見ていく中で、地域との交流をしているときに、シニア世代と一緒に運動会をやっている学校さんもありますし、それがすごくよかったというような話も聞いております。なので、シニア世代の方もやりがいになりますし、子どもたちにとっても、すごく年齢の高い方とお話をする機会というのはすごくいいことだと思いますので、ぜひ、そのようなことを、多分、教育の中で、縦のそのような連携を取れる唯一の場所だと思いますので、ぜひ、頑張っていただきたいなというふうに思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

生涯学習センターの方でもそのような世代の交流というのは考えておりまして、 実際に藍染めをされているグループと中高生の交流をやると、非常にお互いにとって喜ばれたりとか、そのほかの活動でもそのような交流がございますので、それに対しては、今回、グリーンカレッジの方でもより強めてやっていきたいと考えております。 教 育 長 先ほど生涯学習課長の方から、他世代へ拡大していくという部分で、用途変更 といったらおかしいのですが、活用の変更みたいなものは、毎年、見直しができ るということでよろしいのですか。

生涯学習課長 今までの長寿社会推進課との基本協定というのが5年間でございますので、そ の中で、年度の協定の中でできる限りというところにはなるかと思います。

ただ、事業者さんとは何回かもう打合せをしている中で、事業者さんの方もそれこそ若者世代との交流であるとか、生涯学習課が所管することで、色々な資源の可能性の広がりというのは可能性を感じているようですので、お互いに色々情報交換し合いながら、より広い視野をもってやっていきたいというところで意思は共有しておりますので、少しずつやっていけると思います。

教 育 長 基本的に、長寿社会推進課から生涯学習課に移管になった基本的な原因、目的 というか、理由は、多世代への学びの広がりというところですので、ぜひ、その 辺りをよろしくお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 東京都指定有形文化財 旧粕谷家住宅の整備工事の完了について

(生-8・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告4に移らせていただきます。報告4「東京都指定有形文化財 旧粕谷家住宅の整備工事の完了について」生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 資料「生-8」をご覧ください。

令和3年3月から防消火設備及び管理棟の設置工事に並行して駐車場や駐輪場を含めた環境整備工事等を実施しておりましたが、令和4年3月に完了いたしますので、そのご報告になります。

令和4年4月2日にはリニューアルオープンとして事業も行う予定でございまして、内容としてはこちらに書いてあるとおりでございます。

コロナ中でございますので、感染対策等、色々配慮をしながら、ただ、地域の 方に待っていただいた施設でもございますので、旧粕谷家を盛り上げていきたい なというふうに思っております。

一般公開は4月3日から開始いたします。よろしくお願いします。 以上です。

教 育 長 ありがとうございます。4月2日ですね。 よろしいでしょうか。 (はい)

○報告事項

5. 「絵本のまち板橋」魅力発信展示の実施

(図-2·中央図書館)

教 育 長 それでは、報告 5 「「絵本のまち板橋」魅力発信展示の実施」について、中央 図書館長から報告願います。

中央図書館長 報告いたします。

資料は「図-2」をご覧ください。

「絵本のまち板橋」魅力発信展示の実施ということになっております。

こちら、中央図書館開設の移転改築事業、基本構想から始まった長い事業の予算化されたものの最後の事業でございます。1年たって、それを振り返りながら、さらに発展できるようにという企画のものです。

記載のとおり、3月28日で開館1周年、1年を迎えることになっております。 これに合わせて、区役所の1階のイベントスクエアを使いまして、開館からの 絵本に関する取組や事業を紹介する企画事業でございます。

時期は3月15日から3月30日まで、ちょうど本庁舎ですので、転入の時期 にも重なっております。初めて見る人に来ていただこうというのをテーマにして 作成したパネル展示を中心としております。

併せて、政策経営部のシティプロモーションと一緒になって、絵本のまちの魅力発信とつなげているものでございます。

4番、内容は以下のとおりとなっております。

企画の方では、お薦めしたい絵本の紹介といったところで、SNSで蔵書紹介 を毎回しております。それをパネルにしたものを示して、写メの方を撮ってくだ さいというような案内をしようと思っています。

なお、米印がありますが、中央図書館、ボローニャ絵本館でも、ちょうどこの 時期、3月末は、開館1年に関わる感謝の記念イベントとして委託をしているほ か、展示も特別展示をする予定でございます。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。早いですね、もう1年経つのですね。 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 1年たつのは早いなというふうに感じております。

建つまでにも非常に長い時間がかかって、色々、試行錯誤しながらやっとできて、今度はボローニャの「絵本のまち板橋」というのを皆様に知っていただくというレベルにどんどん達してきているのかなと思いますので、これを長く続けていただくのをお願いしたいということと、あと、ボローニャというものを意識す

るというのもいいかなと思いますので、イタリアのそのような料理とのコラボですとか、例えばまちの紹介ですとか、そのようなことをしながら、どんどん絵本のまちというものが浸透して、前回も長沼委員がおっしゃっていましたが、プロモーションの仕方によってはすごく皆さんに知っていただけるのではないかなと思いますので、ぜひ、これからも頑張って絵本のまち板橋を盛り上げていただきたいなというふうに思います。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長 ありがとうございました。 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。

午前 10時 59分 閉会